

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務仕様書

1 業務名 鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務

2 業務の目的

市立小・中学校で使用する教科「日本語」教科書について、個別最適な学びと協働的な学びがより一層重要視される「令和の日本型教育」に合うよう改訂を行い、児童生徒の「知りたい」「使いたい」「伝えたい」を引き出すために有効なデジタルコンテンツを搭載したデジタル版教科書として作製し、令和8年度から、デジタル教科書での授業を開始する。

3 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 編集

紙面改訂（本文（ルビ振り含む）、写真等）、紙面作製、デザイン、レイアウト、原稿点検作業

※改訂前の元データ（Adobe IllustratorCS6で編集可能なPDFデータ）を委託者から受注者へ提供するものとする。

※改定前の元データは小学1・2年、小学3・4年、小学5・6年、中学の4つに分かれているが、今回の改訂に伴い、1つのデジタル本へ合本する。

※原稿はすべて鳥栖市が用意する。改訂概要については、以下を参照すること。

【改訂概要】

項目	表紙等	小学1・2年	小学3・4年	小学5・6年	中学1～3年	計
全ページ数	16ページ	56ページ	66ページ	70ページ	103ページ	311ページ
図版(※)	6点	127点	197点	145点	346点	821点

※図版…表、グラフ、イラスト、写真、地図等

(2) 校正

原稿校正は、鳥栖市教育委員会と協議し、3回程度とする。詳細については、都度協議すること。

(3) デジタル化

ア クラウド上での運用によるデジタル版教科書として、学校端末及び私有端末からWebブラウザを利用して閲覧可能なものとする。

※Chrome OS及びWindows OSに対応していること。

イ 表示は見開き2ページとし、デジタル化における機能の概要については以下を参照すること。なお、音声と動画の編集作業（ノイズ除去、テロップ挿入等）は受託者にて行うものとする。

【機能概要】

項目	小学1・2年	小学3・4年	小学5・6年	中学1～3年	計
音声へのリンク	11点	6点	8点	12点	37点
動画へのリンク	3点	5点	8点	9点	25点
WEBサイトへのリンク	0点	0点	2点	2点	4点
ポップアップ機能	24点	65点	22点	32点	143点
その他の機能	・目次から該当ページへの遷移機能（146点） ・ページ数を指定した遷移機能 ・ページ送り機能 ・拡大縮小機能 ・付箋機能 ・メモ機能 ・タブレット端末の画面を縦にすると1ページのみ表示し、画面を横にすると見開き2ページを表示する機能（レスポンス機能）				

（4）デジタル化後の修正

デジタル化後、誤植等ミスやデータ訂正の必要性などが明らかになった場合は 鳥栖市担当者と協議の上、誠実に対応すること。

（5）納品

受注者は以下の成果品を納品すること。

ア 完成品データ（テキスト及び図表・写真など）はPDF化し、DVD-R等の電子媒体で1部。

イ その他、各種設定や研修に必要な書類、ライセンス等。

（6）運用

クラウド運用にかかる配信管理料等については、使用年度毎のライセンス数に基づき別途契約を締結し支払いするものとする。運用予定期間は令和8年度から令和17年度までの間とし、状況により延長する場合がある。

（7）研修

鳥栖市立小中学校教諭向けに教科「日本語」教科書デジタル版の操作方法やアカウン

ト管理方法等に関する研修を1回以上実施する。

5 入稿方式

本文：ワード・エクセル・PDFデータ・紙媒体

図版：Jpeg・TIFF・PING・HEIF・PDFデータ・紙媒体

動画：MP4・MOV

音声：MP3・M4A

※入稿原稿は委託者で著作権処理を行ったうえで受託者へ提供するものとする。

6 入稿期限

本文の入稿期限は令和7年6月末を目安とし、図版、動画、音声の入稿期限は契約後に協議するものとする。

7 支払方法

本業務の履行完了後に検査を実施のうえ支払いする。（1回払い）

8 その他特記事項

ア 受注者は本業務を一括して第三者へ再委託することはできない。なお、本業務の一部を再委託する場合、事前に了承を得ること。その場合、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

イ 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議しその指示に従うこと。

9 連絡先

鳥栖市教育委員会事務局学校教育課教育指導係

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1 1 1 8 番地

TEL：0942-85-3520 FAX：0942-83-0042